

令和 6 年度

定 期 監 査 報 告 書

(第 2 回)

春日部市監査委員

春 監 発 第 218 号

令和6年12月25日

春日部市議会議長 小久保 博 史 様

春日部市長 岩 谷 一 弘 様

春日部市教育委員会教育長 鎌 田 亨 様

春日部市監査委員 渡 邊 市 二

春日部市監査委員 香 田 寛 美

春日部市監査委員 水 沼 日出夫

令和6年度第2回定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和6年度第2回定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について報告書を提出します。

この監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

令和6年度 第2回定期監査結果

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

【事務監査】

- 市長公室……………秘書課、危機管理防災課
- 市民生活部……………くらしの安全課、市民参加推進課、市民課、庄和総合支所
- 消防本部……………総務課、予防課、警防課

【施設監査】

- 教育委員会事務局 学校教育部所管
 - ・ 幸松小学校、豊野小学校、備後小学校、八木崎小学校、牛島小学校、
緑中学校、大増中学校、春日部南中学校、葛飾中学校、飯沼中学校、
江戸川小中学校

第3 監査の範囲

令和6年4月1日から令和6年9月30日までの財務に関する事務の執行及び施設の管理運営

第4 監査の期間

- 事前監査 令和6年10月9日から令和6年10月18日まで
- 本監査 令和6年11月18日、令和6年11月19日

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が関係法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、施設の管理運営が適正かつ効率的に行われ、安全性が確保されているかを監査の着眼点とした。

また、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、事務監査においては「契約事務」及び「収入事務」を、施設監査においては「前回の指摘事項への対応状況」を重点項目として定めた。

なお、行政監査の視点を加味した。

第6 監査の実施内容

春日部市監査基準及び令和6年度監査計画に基づき、監査を実施した。

補助職員による事前監査は、提出された監査資料と関係諸帳簿等の照合等により確認するとともに、対象施設の内外を巡回し、実査の方法で実施した。なお、不明な点については、関係職員から説明を聴取した。

本監査は、庁内会議室において、財務に関する事務の執行について質疑を行った。また、施設については、豊野小学校及び緑中学校にて現地視察を行い、施設の管理運営について関係職員から説明を聴取するとともに、質疑を行った。

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行及び施設の管理運営については、おおむね適正に実施されていたが、次のとおり一部改善を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

なお、その他の軽微な事項については、口頭で指導したので記載を省略する。

【事務監査】

1 契約事務

- (1) 公印の使用において、承認手続きがされていないものが見受けられた。公印の押印は、契約締結等における組織の重要な意思表示であるため、「春日部市公印規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。(危機管理防災課、くらしの安全課、市民参加推進課、消防本部総務課)
- (2) 業務委託契約の締結に係る事務決裁において、委託料を概算払により支払うことの合理的理由が記載されていなかった。地方公共団体の支出は、債務の確定後が原則である。概算払による場合は、その理由を明確にされたい。(市民参加推進課)
- (3) 特定随意契約結果表が市政情報室に配架されていないものが見受けられた。「春日部市における特定随意契約の公表に関する要綱」等に基づき、遺漏のないよう確実に処理されたい。(くらしの安全課)
- (4) 物品売買等に係る入札結果等が市政情報室に配架されていないものが見受けられた。「春日部市物品売買等に係る入札結果等の公表要綱」等に基づき、遺漏のないよう確実に処理されたい。(危機管理防災課、くらしの安全課、市民参加推進課、庄和総合支所、警防課)
- (5) 「個人情報の外部への業務委託に関する調書」が市政情報課へ提出されていないものが見受けられた。「春日部市個人情報保護制度事務処理の手引き」に従

い、遺漏のないよう確実に処理されたい。(くらしの安全課、市民課)

2 支出事務

- (1) 概算払により交付した令和5年度分の補助金について、精算書が会計管理者に送付されていなかった。「春日部市会計規則」の規定では、「概算払とした経費について、当該経費に係る事務の終了後5日以内に精算書を作成し、会計管理者に送付しなければならない」とされ、その履行確認及び精算を年度内に行う必要がある。この規定に基づき精算を行われたい。(くらしの安全課、市民参加推進課)
- (2) 週休日に勤務し、4時間振替を行った場合の端数時間に対する超過勤務手当について、100分の125の割合で支給すべきところ、100分の135の割合で支給していたものが見受けられた。適正な事務処理を行われたい。(危機管理防災課、くらしの安全課、庄和総合支所)
- (3) 週休日に勤務し、同一週内に週休日振替をしなかった際、100分の25の超過勤務手当が支給されていないものが見受けられた。適正な事務処理を行われたい。(秘書課、庄和総合支所)

3 その他

- (1) 文書事務において、起案者、公印承認者及び文書審査者が同一人となっており、チェック機能を果たしていないものが見受けられた。適正な事務処理を行われたい。(消防本部総務課)
- (2) 職員等の通勤に係る借地駐車場の使用承認について、使用開始日が4月1日であるにもかかわらず、決裁日が4月12日となっていた。遅滞なく事務処理を行われたい。(庄和総合支所)
- (3) 自動販売機の設置に係る行政財産の目的外使用許可について、許可書が発行されないまま、使用されていた期間があった。行政財産使用規則に基づき適正な事務処理を行われたい。(消防本部総務課)

【施設監査】

1 幸松小学校

- (1) 前回(令和元年度)の指摘と同様、第3校舎の外壁(藤棚付近)のひび割れ及び屋上のフェンスの錆が見られた。
- (2) 第3校舎1階・2階廊下の壁に雨漏りが数か所見られた。
- (3) 第1校舎脇に地盤沈下が見られた。

2 豊野小学校

- (1) 前回（令和元年度）の指摘と同様、東校舎に地盤沈下が見られた。
- (2) 西校舎 1 階の教室の天井に雨漏り跡が見られた。
- (3) 東校舎と西校舎の渡り廊下に亀裂や付近のマンホールに傾きが見られた。

3 備後小学校

- (1) 体育館の用具入れに雨漏り跡が見られた。
- (2) 体育館の軒下に破損があった。
- (3) プールの外周の目隠しの壁に破損している箇所があった。

4 八木崎小学校

- (1) 教室棟の屋上へ上る階段の塗装が剥がれていた。
- (2) 教室の床板に凹凸が生じていた。
- (3) 体育館の天井に雨漏りが生じていた。

5 牛島小学校

- (1) 校舎と体育館の渡り通路の段差解消プレートが破損していた。
- (2) 体育館のステージの天井に雨漏りが生じていた。

6 緑中学校

- (1) 給食調理室に雨漏りが生じていた。
- (2) 教室棟古利根川側のベランダの手すりに錆、塗装の剥がれが見られた。

7 大増中学校

- (1) 前回（令和元年度）の指摘と同様、3 階美術室の壁面にひび割れが見られた。
また、天井の雨漏り跡については、修繕後に再び雨漏りが生じていた。
- (2) 2 階コンピューター室のブラインドが経年劣化により折れ曲がっていた。

8 春日部南中学校

- (1) 前回（令和元年度）の指摘と同様、プール更衣室の屋根に錆が見られた。
- (2) 教室棟 4 階トイレ付近の廊下の壁に雨漏り跡が見られた。
- (3) 教室棟 3 階学習室 2 及び学習室 3 の教材をつるすための金属製パイプが接合する壁面に亀裂や剥離が生じていた。落下の危険性があるため修繕されたい。

9 葛飾中学校

- (1) 前回（令和元年度）の指摘と同様、B棟3階PTA会議室前の廊下の雨漏り及び木工室の屋根の劣化が見られた。
- (2) 体育館の消火栓内部に雨漏りが生じていた。
- (3) 体育館の天井に雨漏りが見られ、梁に錆が生じていた。
- (4) 3階のA棟とB棟をつなぐ渡り廊下付近の壁に雨漏りが生じていた。

10 飯沼中学校

- (1) 前回（令和元年度）の指摘と同様、体育館脇に地盤沈下が見られた。
- (2) 体育館の非常口誘導灯が2か所破損していた。

11 江戸川小中学校

- (1) 前回（令和元年度）の指摘と同様、3階コンピュータ室前の廊下の天井に雨漏り跡が見られた。
- (2) プールの腰洗い槽付近の梁に錆が生じていた。
- (3) ミドルハイ棟3階の理科室前の廊下の壁に雨漏り跡が見られた。
- (4) ミドルハイ棟3階から屋上へ上がる階段付近の壁の塗装が剥がれていた。

第8 むすび

令和6年度第2回定期監査の意見と要望を申し述べる。

各種団体に交付する補助金について、概算払による場合は、年度内に精算を行う必要がある。多くの補助金に、この精算漏れが見受けられるので、適正な事務処理を行われたい。

各課が保管する公印について、使用承認が適切に行われていないものが見受けられた。他市において、職員が不正に公印を使用して、契約書を作成し、土地を不適正に売却した事例が起きている。公印の不正使用、紛失がないよう保管方法を再点検するとともに、使用承認の手続きを徹底されたい。また、市職員が事務局を務める外郭団体の公印についても、市と同様の取扱いをされたい。

昨年度も指摘したが、物品売買等に係る入札結果等の市政情報室への配架等について、ルールが守られていない。その原因を分析するとともに、効果を検証し、事務の簡素化も検討されたい。

施設監査においては、多くの学校で経年劣化が進んでいるが、丁寧な維持管理が行われており、清潔に保たれていた。不具合が生じている箇所については、教育施設課と連携を密に取り、必要な対応をされたい。また、地盤沈下が生じている箇所について、経過観察を怠らず、児童生徒に危険が及ぶおそれがないよう安全措置を講じられたい。

今回の定期監査における指摘や改善を要する事項について、監査対象課だけの課題にするのではなく、全庁的な課題として捉え、適正な事務執行に努められたい。